

特定非営利活動法人
名古屋おやこセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人名古屋おやこセンターという。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を名古屋市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、子どもに対して、文化活動、社会活動の機会の拡充と振興を図る事業を行い、よって子どもの豊かな成長に寄与することにより社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 環境の保全を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 地域安全活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの諸活動に関する事業の推進及び支援
- (2) 文化事業の企画・実施及び協力・提携
- (3) 地域における自主的な文化活動の推進及び支援・援助
- (4) 定期誌の発行
- (5) 子どもと文化に関する調査・研究
- (6) 芸術文化団体との連携及び各分野の NPO との交流
- (7) 子育てに関する支援・援助

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員

とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、活動を推進する個人・団体
 - (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、活動を支援する個人・団体
- (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件等は付さない。

2 会員になろうとする者は、この定款を認め、理事長が別に定める入会申込書を、理事長に提出し申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を、正当な理由なく1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内とする。
- (2) 監事 1名もしくは2名とする。

2 理事の内1名を理事長、2名以内を副理事長、10名以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事の3分の1いないは、理事長が総会の承認を得て選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常任理事は理事会の議決に基づき、会務を分担し、理事長及び副理事長に事故ある時、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この会の業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の過半数以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この会に、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置くほか、その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が理事会の同意を得て任免する。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この会に、特定非営利活動促進法上の役員以外に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 総会

(種別及び構成)

第22条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後80日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに発しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款の規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会に決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(種別及び構成)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年2回開会する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 常任理事会

(構成)

第 40 条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

(権能)

第 41 条 常任理事会は、理事会の委任を受けて次の事項を協議する。

- (1) 理事会提出議案の作成に関する事項
- (2) 理事会の決議の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要さない常務に関する事項

(開催)

第 42 条 常任理事会は、理事長又は常任理事会を構成するものの要請によりそのつど開催する。

(定足数)

第 43 条 常任理事会は、常任理事会を構成するものの過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第 44 条 常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議決)

第 45 条 常任理事会の議事は、常任理事会を構成するものの過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 46 条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 47 条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 48 条 この会の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 49 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 50 条 この会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 51 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 52 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 53 条 この会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 54 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 55 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 56 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した過半数以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 57 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第58条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 雑則

(公告の方法)

第59条 この会の公告は、この会の事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この会の成立の日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	竹 内 洋 江
副理事長	山 口 君 子
常任理事	渡 邊 誠 子
常任理事	木 俣 育 子
常任理事	竹 内 由 美
常任理事	山 崎 美 季
理事	安 藤 はるみ
理事	石 原 留美子
理事	一 柳 三知代
理事	岩 山 弥 生
理事	大 野 淳 子
理事	笥 優 子
理事	加 藤 真理子
理事	河 村 育 子
理事	小 山 陽 子
理事	近 藤 智砂子
理事	齋 藤 今日子
理事	新 海 喜美子
理事	高 木 房 枝

理事	高橋弘恵
理事	中田松代
理事	中村純子
理事	長屋敬子
理事	花井聡子
理事	堀田明美
理事	水谷訓子
理事	安田和代
理事	山田佐多子
理事	山田真理子
監事	四方晨
監事	京増美佐恵

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 13 年 6 月 19 日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 50 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の会計年度は、第 54 条の規定に係わらず、この会の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、任意団体名古屋おやこセンターに既に入会金及び会費を納入した者については、設立の初年度の入会金及び会費の納入を免除する。

(1) 入会金

①正会員	200 円
②個人会員	200 円

(2) 会費

①正会員	1 名年額 14,400 円
②個人会員	1 名年額 14,400 円
③支援会員	1 口年額 5,000 円
④賛助会員	1 口年額 10,000 円
⑤ボランティア会員	1 口年額 2,000 円

付 則

- 1 この定款は平成 13 年 5 月 19 日通常総会より施行する。
付 則
- 1 この定款は平成 14 年 3 月 24 日通常総会より施行する。
付 則
- 1 この定款は平成 16 年 5 月 23 日通常総会より施行する。
付 則
- 1 この定款は平成 17 年 5 月 21 日通常総会より施行する。
付 則

1 この定款は平成 18 年 5 月 27 日通常総会より施行する。

付 則

1 この定款は平成 23 年 5 月 14 日通常総会より施行する。

付則

1 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 24 年 月 日）から施行する。